

2 減免が受けられる自動車の範囲

	所有者	運転者	使用目的
障害者手帳による減免	本人	本人	特に問わない
		生計を一にする者	身体障害者等のために使用するもの (通院、通学、通所、生業等も含め、日常生活および社会参加における移動など)
	生計を一にする者	本人	
		生計を一にする者	
本人及び生計を一にする者 (身体障害者のみで構成される世帯に限る)	常時介護者		

3 減免申請書の提出期限

種別割

- ・ 4月1日前から自動車を所有している場合は、納期限まで。
- ・ 4月1日後に名義変更で取得した場合は、納期限翌日から翌年度の納期限まで。
減免対象年度は翌年度分
- ・ 4月1日後に新規取得（新車新規及び中古新規自動車）した場合は、登録の日。

環境性能割

- ・ 登録（取得）の日

4 減免額

当該自動車に係る自動車税（種別割・環境性能割）の全額を減免します。

* その他注意事項

- ・ 減免される自動車は、軽自動車を含め身体障害者一人について一台です。
- ・ 手帳等による減免については、事業用の自動車は該当しません。
- ・ 種別割の減免申請は本来、毎年度必要ですが、すでに減免を受けている自動車を引き続き同じ目的で使用し初回の申請事項に変更がない場合は、継続して減免を受けることができます（精神障害者保健福祉手帳による減免対象者を除く。）。
- ・ すでに減免をうけている車を乗り換えられる場合（抹消又は名義変更）には、新たな車について減免申請を行う必要があります。申請を行わないと減免は継続しません。
詳しい事については事前に自動車税事務所等までお問い合わせください。

5 障害者に係るその他の減免

障害者手帳による減免を受けられない方でも、身体障害者等が利用するために、車いす昇降装置、車いす固定装置又は浴そう等の特別な装置を装備した **身体障害者用車両** について、減免制度を利用できる場合があります。

手続きに必要な書類や申請期限が異なりますので、詳しいことは事前に自動車税事務所、宮古又は八重山事務所県税課までお問い合わせください。